

# 18歳選挙権 改正公職選挙法が6月19日から施行

選挙権年齢をこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が6月19日施行されました。

選挙権年齢を「18歳以上」としているのは、世界の約190カ国・地域のうち約9割です。日本では、2014年6月に国民投票法が改正され、憲法改正を問う国民投票の投票権年齢が18歳以上に引き下げられました。これに合わせ、選挙権年齢も18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が昨年6月に成立しました。

高校生も18歳の誕生日を迎えれば選挙権を持ちます。高教組は、子どもたちが平和で民主的な社会の担い手となるように、主権者教育を主体的に推進すべきと考えます。

前回の参議院選挙（2013年）の投票率は52.16%と低くなっています。20代は投票率が約33%であり、3人に1人しか選挙権を行使していません。政治に対する不満は、若い世代における投票率の低下に反映されているとも言われています。

私たちが投票に行く後ろ姿をみせることが大切です。

## 18歳選挙権 参院選（7月10日投票）一口メモ

### 投票できる人は？

投票日翌日の7月11日までに18歳の誕生日を迎える人です。選挙運動も18歳から可能になります。

### なぜ7月11日誕生日まで？

法律上では誕生日の前日が終わる時に誕生日を迎えることになります。誕生日の前日で1歳増えることになる満年齢の数え方です。例えば4月1日生まれは3月31日に誕生日を迎えるので1学年早くなり、4月2日生まれの人とは同じ4月生まれですが1学年違いになるのと同じです。

### 7月10日に投票できない人は？

公示日の翌日6月23日から期日前投票、不在者投票ができます。期日前投票ができる期間に**18歳に達していない場合、投票の形式は期日前投票ではなく不在者投票となります**。その投票は7月10日の投票日に正式に受理され、1票としていきることになります。